

札幌市下水道ビジョン 2030（案）
【パブリックコメント意見集】

令和 2 年（2020 年） 8 月
札幌市下水道河川局

市政等資料番号
01-L01-20-1201

目次

1	意見募集の概要	1
2	意見の内訳	2
3	意見に基づく当初案からの変更点	3
4	意見の概要とそれに対する札幌市の考え方	5

1 意見募集の概要

(1) 募集期間

令和2年4月15日（水）～令和2年5月15日（金）

(2) 意見提出方法

持参、郵送、ファックス、電子メール、ホームページ

(3) 資料の配布・閲覧場所

- ・ 下水道河川局 経営管理部 経営企画課（下水道河川局庁舎 3階）
- ・ 市政刊行物コーナー（札幌市役所本庁舎 2階）
- ・ 各区役所 総務企画課 広聴係
- ・ 各まちづくりセンター
- ・ 札幌市下水道科学館
- ・ ホームページ

2 意見の内訳

(1) 提出者の年代別内訳

年代	意見提出者数	意見数
19歳以下	0人	0件
20歳代	0人	0件
30歳代	1人	2件
40歳代	1人	4件
50歳代	2人	14件
60歳代	1人	1件
70歳以上	1人	2件
合計	6人	23件

(2) 提出方法別内訳

提出方法	意見提出者数	構成比
持参	0人	0.0%
郵送	1人	16.7%
ファックス	1人	16.7%
電子メール	0人	0.0%
ホームページ	4人	66.6%
合計	6人	100.0%

(3) 意見の内訳

分類	意見数	構成比
第1章 策定にあたって	0件	0.0%
第2章 下水道のあゆみと整備状況	1件	4.3%
第3章 現状と課題	5件	21.8%
第4章 基本方針と基本目標	1件	4.3%
第5章 取組の方向性と取組内容	15件	65.3%
第6章 ビジョンの実現に向けて	0件	0.0%
参考資料	1件	4.3%
合計	23件	100.0%

3 意見に基づく当初案からの変更点

市民のみなさまからいただいたご意見をもとに、当初案から 3 項目について修正を行いました。

No.	意見の概要	市の考え方と修正内容
1	<p>第 5 章 取組の方向性と取組内容</p> <p>1 構成 (P. 30)</p>	
	<p>感染症に係る項目を追記してほしい。担当職員がいなくなるとライフラインが維持できなくなると思う。</p>	<p>感染症のまん延などの社会的リスクが発生した場合においても、感染予防計画や業務継続計画を定めている札幌市下水道 BCP に基づいて、下水道機能を維持しており、引き続き、社会情勢の変化などに応じて BCP を見直していきます。</p> <p>また、よりわかりやすくなるように、用語の解説に説明を追加します。</p> <p>(修正内容)</p> <p>【P. 64「BCP (用語の解説)」への説明を追加】</p> <p>「札幌市下水道 B C P では、自然災害のほか、感染症のまん延や火災の発生などの社会的リスクへの対応や、業務を継続するための計画を定めている。」</p>

No.	意見の概要	市の考え方と修正内容
2	<p>第5章 取組の方向性と取組内容</p> <p>3 取組内容 I・1 ① 下水道施設の維持管理 (P.34)</p>	
	<p>「土砂など」の表現を「土砂や有機汚泥など」に文言を追加してほしい。</p>	<p>よりわかりやすくなるように「土砂など」の表現を「土砂や汚泥など」に修正します。</p> <p>(修正内容)</p> <p>「土砂など」⇒「土砂や汚泥など」</p>
3	<p>参考資料</p> <p>2 用語の解説 (P.62)</p>	
	<p>雨水拡充管の用語の解説について、「増補管とも呼ばれる」を追加してほしい。</p>	<p>雨水拡充管の用語の解説に「増補管ともいう。」を追加します。</p> <p>(修正内容)</p> <p>【P.62「雨水拡充管（用語の解説）」への説明を追加】</p> <p>「増補管ともいう。」</p>

4 意見の概要とそれに対する札幌市の考え方

3に掲載した以外にいただいたご意見の概要と、札幌市の考え方は以下のとおりです。なお、趣旨が同様のご意見は、まとめて掲載しております。

No.	頁	意見の概要	市の考え方
第2章 下水道のあゆみと整備状況（1件）			
2 下水道施設の整備状況			
4	P.12	整備状況の図については、令和元年度ベースでも良いと思う。	図表については、冊子全体で2018年度（平成30年度）のデータで統一するようにしています。
第3章 現状と課題（5件）			
1 施設の老朽化			
5	P.14	処理施設の再構築については、MBR（膜分離活性汚泥法）の導入で最終沈殿池をなくすことが可能となり、大規模な改修を軽減させることが可能であると思う。	水再生プラザの再構築は、MBRを含めどのような処理方式（施設）を導入することが、技術面や経済面において最適となるか十分に検討した上で進めていきます。

No.	頁	意見の概要	市の考え方
2 自然災害の脅威			
6	P. 16	<p>想定外の津波による被害にも対応できるように、補修がしやすい管路や復旧させやすい処理施設を建設すべきだと思う。</p>	<p>札幌市では、管路の修繕、補修を容易に行えるようにマンホールを配置しており、処理施設でも、設備の修繕、補修のためのスペースを確保した施設づくりを行っています。</p> <p>今後も、浸水や地震などによる被災後の速やかな復旧作業に配慮した施設づくりに努めていきます。</p>

No.	頁	意見の概要	市の考え方
2 自然災害の脅威			
7	P. 17	<p>生物の機能を人工的に活用するバイオテクノロジーをトイレに活用して、管路をなくすことによる耐震化対策はできないのか。</p>	<p>札幌市は人口約 197 万人の大都市であり、市民生活や社会活動から排出される汚水量は膨大です。</p> <p>そのため、汚水の処理は、管路により集約し水再生プラザで処理する現行の方法が自然環境の保全や衛生管理の観点からも最適であると考えています。ただし、家屋などがまばらな市街化調整区域においては、各家屋などの敷地内に設置した合併処理浄化槽により汚水を処理しています。</p> <p>また、雨水対策については、速やかな排水が求められることから、管路により集約し河川などに排水する現行の方法が効果的であると考えています。</p>

No.	頁	意見の概要	市の考え方
4 低炭素・循環型社会への貢献			
8	P. 21	水道局が実施している豊平川水道水源対策事業により、定山溪水再生プラザの処理水はバイパス管に接続されることになるので、安定した水量とバイパス管までの有効な水位差を利用して水力発電が十分に可能であると思う。	当該事業については、定山溪水再生プラザからバイパス管まで水位差（落差）がある一方で、流量が少ないため十分な発電量が確保できないなど課題がありますが、今後もその他の下水道施設について、下水道エネルギーの有効利用に係る検討を進めていきます。
9	P. 21	石狩湾の新川左岸は下水道施設が集中していて、最終処分場である山口処理場と連携すれば市営あるいは民間事業を活用した風力発電施設の建設が可能であると思う。	最終処分場を含む下水道施設・敷地などの有効利用については、エネルギー利用も含めて引き続き検討を進めていきます。
第4章 基本方針と基本目標（1件）			
2 基本方針と基本目標			
10	P. 28	基本方針では、「札幌市」ではなく、「札幌」という表現をしているが、市を外した意味合いはあるのか。	今後10年間の下水道事業の方向性を示すビジョン2030の基本方針については、簡潔に柔らかい表現を意識して「札幌」と表現しています。

No.	頁	意見の概要	市の考え方
第5章 取組の方向性と取組内容（13件）			
3 取組内容 I・1 ① 下水道施設の維持管理			
11	P.33	事業店舗などのグリストラップについては、油分や有機汚泥の不適正処理を今後とも積極的に監視強化することが図られることを切望する。	グリストラップについては、設置の際にリーフレットを配布するなど、適正な維持管理を行うように指導しています。 今後も、引き続き指導の徹底を図っていきます。
12	P.33	水質の検査結果について、他の自治体では閲覧が可能なので公表してほしい。	水質の検査結果については、札幌市下水道維持管理年報にまとめており、市政刊行物コーナー、図書館で閲覧が可能なほか、ホームページでも公表しています。 ホームページアドレス： http://www.city.sapporo.jp/gesui/pamphlet/ijikanri.html

No.	頁	意見の概要	市の考え方
3 取組内容 I・1 ② 下水道施設の再構築			
13	P. 35	「内面が腐食した管路」の表現を「有機汚泥から発生する硫化水素などにより内面が腐食した管路」に文言を追加してほしい。	<p>管路の内面が腐食する要因については、有機汚泥から作られる硫化水素の他にも様々な要因があります。</p> <p>また、ここでは改築をする前の管路の内面状況を特に伝えたいと考えているため、「内面が腐食した管路」という表現にしています。</p>
3 取組内容 I・2 ② 地震対策			
14	P. 41	災害時の職員の対応マニュアルはあるのか。また、札幌市以外の他の自治体との協力体制をとってほしい。	<p>風水害及び地震災害への対応方法を定めた「災害対応マニュアル」を策定しています。</p> <p>また、政令指定都市や道内市町村などと協定を締結して、協力体制を築いています。</p> <p>今後もマニュアルや災害時における協力体制の見直しを継続的に検討していきます。</p>

No.	頁	意見の概要	市の考え方
3 取組内容 I・4 ② 下水道資源の有効利用			
15	P. 47	福島第一原発事故を踏まえて、住宅向けのセメント原料や建材として再利用する場合は、脱水汚泥の放射線値を公表すべきである。	福島県で下水処理施設の汚泥などから高濃度の放射性物質が検出されたことを受け、札幌市においても下水汚泥などの放射性物質について測定を行い、ホームページで公表しています。 ホームページアドレス： http://www.city.sapporo.jp/gesui/new/houshasei_bussitsu.html
16	P. 47	汚泥の有効利用先が少ない現状において、たい肥化も含めた汚泥処理の多様化を進める必要があると思う。最終処分場の確保も記述すべきだと思う。	改良埋戻材やセメント原料以外の有効利用方法についても導入可能性などについて検討を進めており、今後とも最終処分場での埋立によらない下水汚泥の100%有効利用を安定的に継続していきます。
3 取組内容 II・5 ② 財源の確保			
17	P. 51	他の政令市との下水道使用料の比較があるとわかりやすいと思う。	適正な受益者負担のコラムでは、札幌市の下水道使用料について、大都市だけではなく、近隣市との比較を簡潔に示すため、それぞれの平均額と比較するグラフを掲載しています。

No.	頁	意見の概要	市の考え方
3 取組内容 II・6 ② 官民連携の強化			
18	P.53	<p>「運営体制を強化する」とあるが、安易な民間委託は、業者が撤退した際にライフラインの停止を招く恐れがあり、市民生活を維持するためにも行き過ぎた効率化は見直すべきと思う。</p>	<p>札幌市の下水道事業においては、今後増加する事業を確実に実施するため、効率的な事業運営を念頭に、札幌市による運営を維持しながらも、多様な PPP/PFI の活用を検討することとしています。</p>
19 ・ 20	P.53	<p>水道事業の民営化については、世界において再公営化が進んでおり、PPP/PFI の活用はその潮流に逆行している。</p> <p>水道事業と同様に、下水道事業も市民生活を守る観点から地方自治体が責任をもって運営すべき事業であるため、PPP/PFI を活用せずに公営を維持していくべきである。</p> <p>(類似意見 1 件)</p>	<p>PPP/PFI には、コンセッションをはじめ、包括的民間委託や DB(設計・施工の一括発注) など様々な形態があり、導入にあたっては、他都市の実績も参考にしながら、検討を進めていきます。</p>
21	P.54	<p>浜松市のコンセッションの事例については、市町村合併を契機に県から市へ下水道事業が移管されたという経緯があるため、これを適用することは無理があると思う。</p>	

No.	頁	意見の概要	市の考え方
3 取組内容 II・6 ② 官民連携の強化			
22	P. 54	<p>PPP/PFIは民営化のことだ と思うが、解説を見ても、よ くわからないので、わかるよ うに説明してほしい。</p>	<p>PPP/PFIは、資金の調達主 体や施設の所有権の取扱い などの違いにより手法が分 類され、コンセッションをは じめ、包括的民間委託や DB (設計・施工の一括発注)な ど様々な形態があり、行政と 民間が連携した取組です。</p> <p>なお、札幌市では、PPP/PFI の在り方と具体的な手順に ついて詳細にまとめた、「札 幌市 PPP/PFI 活用方針」を公 表しています。</p> <p>ホームページアドレス： http://www.city.sapporo .jp/kikaku/ppppfi/housh in/index.html</p>
23	P. 54	<p>浜松市の水道事業におけ るコンセッションの取組事 例の内容について、市民の理 解が十分でないことを理由 に、検討も含め導入が延期と なっている現在の状況も考 慮して、修正してほしい。</p>	<p>浜松市におけるコンセッ ションの導入状況について、 水道事業は導入していませ んが、下水道事業は 2018 年 4月より一部の処理施設の運 営に導入しているため、取組 事例として記載しています。</p>

札幌市下水道河川局 経営管理部 経営企画課

TEL : 011-818-3452 FAX : 011-812-5203

E-mail : gesui@city.sapporo.jp